

鳥獣の管理を目的とする捕獲許可申請に必要な書類

1 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等許可申請書

※共同で捕獲を行う場合は、申請書の氏名欄に代表者名と申請者の人数を記載し、別紙で申請者名簿を提出すること。

2 区域図

捕獲等又は採取等をしようとする区域を明らかにした地図。

ただし、区域が明らかな場合は省略できるものとする。

※区域が明らかな場合 例) ○○市一円

3 計画書

捕獲等又は採取等の目的、方法、捕獲等又は採取等した後の処置（致死させる方法及び致死後の処理方法）を具体的に記述した文章。

なお、銃器や手捕り以外の方法で捕獲等する場合は、猟具の構造と設置方法を示す図面等を記載すること。

4 捕獲等又は採取等をする事由を証明する書面

(1) 被害状況

- ・外来鳥獣等（アカゲザル、ニホンザルとアカゲザルとの交雑個体、アライグマ、キョン、ハクビシン、マスカラット、ソウシチョウ、カオジロガビチョウ、ガビチョウ、カオグロガビチョウ、コブハクチョウ、ドバトを含む）の場合は不要とする。
- ・指定管理鳥獣（イノシシ、ニホンジカ）の場合は不要とする。

(2) 捕獲依頼書又は委託契約書等の写し（依頼・委託契約に基づき捕獲等を行う場合）

(3) 会社の事業活動の一環として捕獲等を実施する事を証明する文書（民間の事業所が主体となって捕獲等を行う場合）

5 その他許可の判断に必要な書類

例) 狩猟免状の写し（千葉県で狩猟免許を受けている場合は不要）

例) 安全対策チェックリスト

※狩猟免許を持たない農林業事業者が申請する場合は、上記1～4の他に、農林業者であり、自らの事業地であることが確認できる書類（事業地が借地の場合は、土地所有者の承諾書）が必要。

※空気銃によるニホンザルの捕獲申請については、市町村のみが申請できる。